

生徒心得

本校生徒は常に生徒であることを自覚し自主と責任をわきまえ個人の尊重と敬愛に基づく協力を旨とし、ひたすら真理の探究と道義の昂揚に努め堅実な校風の樹立発展を期すること。

礼儀

- 1 生徒らしい礼儀を実行すること。
- 2 生徒は来客保護者、職員に対して礼を失わないよう心がけること。
- 3 生徒間にあっては相互に敬愛の念をもって親しみを保つこと。

責任

- 1 任務を与えられた生徒は責任を持って完遂すること。
- 2 校内外の指定された教室及びその他の清掃区域は担当学級全員の責任として常に清潔にするとともに整理、整頓に努めること。
- 3 校具及びその他の公共物の使用は保管担当職員の許可を得て使用し、使用済みの上は返却を明確にすること。
- 4 口頭、文書、放送、掲示等の伝達または家庭連絡文書の依頼などを受けたときは、責任を持って実行すること。

交友

- 1 相互に信頼、啓発しあうようにすること。
- 2 不正、非行に対しては厳しい批判心を持ち、それらと同調したり、かくしたりしないこと。

所有物

- 1 自己の所有物に対しては、科、学年、氏名を明記し、その保持に責任を持つこと。
- 2 校内における遺失、紛失、拾得物は直ちに担任教師または生徒指導部教員に届け出ること。
- 3 学習その他授業に不必要と認められる物品及び危険物は一切所持しないこと。
- 4 教科書及びその他の学習用具の携帯には、学生カバンまたはスポーツバッグを使用すること。

服装

- 1 登校、下校またはこれに準ずる外出の場合は制服を着用、靴ばきとする。
- 2 服装は端正質素を旨とし、破損したときは直ちに修理すること。
- 3 夏期略装は、本校指定の紺色のポロシャツ(男女共用)を着用すること。(R4年度3年は除く)
- 4 男子の制服は所定のボタンを付した黒色詰め襟学生服とする。裾の極端に狭い(広い)ズボンを着用しないこと。
女子は黒または濃紺のセーラー服(胸当てをつける)にヒダスカートまたはズボンを着用し、上衣の襟にはエンジ色の線二本(端から2cm入り間隔5mm)つけ、黒または濃紺の共布、ネクタイを用いる。
制服(男子はスラックスの裾の内側、女子はスカートのウエストの内側)に本校の「確認マーク」を貼付する。
- 5 校章、学年科章については、右襟に校章、左襟には学年科章をつける。その他許された徽章を付けるときは、左襟学年科章の外側に付ける。女子は左胸に校章、学年科章を付ける。
- 6 上靴は色で学年を区別した指定のものとする。
- 7 下駄、サンダル及び踵の高いものは禁止する。

容姿

- 1 頭髪は常に清潔であり、髪型は高校生として好ましいものであること。パーマ、アイパー、染髪等は禁止する。

- 2 病気などの場合を除き色眼鏡の使用を禁止する。

男女交際

- 1 男女の交際は清廉潔白、明朗健全なものであること。

届 け 出

- 1 欠席(欠課)、遅刻、早退の場合は事前にホームルーム担任に連絡するものとする。病気等により一週間以上にわたる時は医師の診断書を添えること。
- 2 登校後、下校までの外出は禁止する。但し、やむを得ない場合には担任の許可を必要とする。
- 3 授業中、退室する場合は教員の許可を必要とする。
- 4 放課後や休日の校舎及び学校公共物の使用に際しては、事前に関係職員を通じ管理者に届け出て許可を受けること。
- 5 校内の器具、建造物の使用に注意し、破損したときは破損届けを提出し、その指示に従うこと。場合によっては弁償すること。
- 6 身分証明書、学校が交付したものを紛失した場合は再交付願をもって速やかに届け出ること。
- 7 住所、下宿先に異動を生じたときは保護者連署の上直ちに届け出ること。
- 8 忌引き欠席は次の基準による。

父母の場合	-----	7 日
祖父母・兄弟姉妹	-----	3 日
その他の親族の場合	-----	1 日
法要は親族の場合に限り	-----	1 日

校内生活

- 1 校舎内においては帽子(実習時を除く)、アウター、マフラーその他これに類する物を着用しないこと。寒さ等で着用が必要な場合は、教員の許可を得ること。
- 2 校舎内での言動は常に静粛にすること。
- 3 授業中は所定の位置で学業に専心し自発的に学習して、みだりに勝手な行動をしないこと。
- 4 食事は原則として各ホームルームにおいて所定の時間にとること。
- 5 考査時は注意事項を守り、疑いを受ける行為または不正行為は絶対にしないこと。
- 6 みだりに指定された以外の教室、その他禁じられた場所に入らないこと。
- 7 外来者との面会は担任の許可を受けること。
- 8 許可なくして、学用品を貸借し金銭物品を集めまたは集会を催し、クラブ等の集団を結成する行為をしないこと。
- 9 校舎内における刊行物の掲示、配布回覧等は許可を受けてから行うこと。
- 10 校内で不審な外来者を発見したときは直ちに知らせること。

校外生活

- 1 常に本校生徒たるの誇りを保ち、公德を重んじること。
- 2 身分証明書は常に所持し、教師、鉄道係員、警察官、図書館員、生徒指導関係者の請求あるときは提示すること。
- 3 通学時の列車、バスの乗車、下車等は勿論、道路上の歩行、改札時には規律ある行動を取り関係係員の指示に従うこと。
- 4 登校、下校の際は生徒玄関より出入りし、その他の場所を使用しないこと。
- 5 校内外を問わず、飲酒、喫煙、賭事、暴力行為、有機溶剤等の乱用は厳禁する。
- 6 ダンスホール、麻雀クラブ、パチンコ店及びこれらに類する遊技場、競馬、競輪及び酒類を供する飲食店、質屋への出入りは厳禁する。
- 7 夜間外出は午後9時までとする。

- 8 他家へ宿泊しないこと。やむを得ないときは必ず保護者の許可を得て、その居所を明らかにすること。
- 9 下記事項は事前に届け出て学校長の許可を得てから行動すること。
 - (1) 他校の生徒と連絡、合同協議会等を開く場合。
 - (2) アルバイトに従事するとき。
 - (3) 自転車通学する場合。
 - (4) 自動車学校に入校する場合。

衛 生

- 1 各自は常に清潔の保持に努めること。
- 2 紙くず、ゴミ、たん、その他の汚物は所定の容器や場所に処理すること。
- 3 自宅または付近に法定伝染病その他悪性疾病が発生したと認められるときは、速やかに学校に連絡し、その指示に従うこと。
- 4 伝染病のおそれのある者は学校の指示によって処置すること。
- 5 保健室における利用は学級担任に連絡し、休憩時または放課後に受けることを原則とする。ただし、急病は時間の制限をしない。

防 火

- 1 校内において火気を使用するときは許可(校舎使用願提出)を得て、その使用を明らかにし、その扱いに完全を期すること。
- 2 本校、またはその付近に火災及び非常事故発生の場合は、教員の指示に従い直ちに行動すること。

交 通 安 全

- 1 登校下校に際しては交通規則をよく守り、自ら十分交通安全に留意する。
- 2 自転車で通学を希望する者は別に定める規程を必ず守る。
- 3 四輪車については運転を禁止する。

情報端末機器（スマートフォン、タブレット等）の取り扱い

- 1 授業中は、音もバイブも鳴らない設定にし、カバンにしまう。
- 2 歩きながらの使用を禁止する。
- 3 SNSの適正な使用、利用を遵守すること。

付 則 この規程は昭和58年4月1日から施行する。
 平成14年12月19日一部改正
 令和4年4月1日一部改正